

附属機関等の会議の開催のお知らせ

(提供日：平成27年11月27日)

会議の名称	名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会
開催の日時	平成27年11月29日（日曜日） 午後2時00分から午後3時30分
開催の場所	名古屋城 西の丸会議室
議 題 (公開・非公開の別)	<議題> ○技術提案・交渉方式の適用の可否 ○技術提案範囲・項目・評価基準 ○参考額の設定方法 ○交渉手続 <公開・非公開の別> 非公開（頭撮り可）
傍聴者定員	—
傍聴手続等	—
非公開の理由	会議を公開することにより、公正性及び公平性に支障がある可能性があり、当該会議の適正な運営に著しい影響が生ずるため
照 会 先	市民経済局 名古屋城総合事務所 整備室 電話 052-231-2488 FAX 052-201-3646
そ の 他	—

平成27年11月26日

市政記者クラブ 様

名古屋城総合事務所

担当：寺本・樋口

電話：231-2488

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）  
による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会の開催について

みだしの件につきまして、下記のとおり意見聴取会を開催いたしますので、お知らせいたします。

記

1 日時

平成27年11月29日（日曜日） 午後2時00分から午後3時30分

2 場所

名古屋城 西の丸会議室

3 議題

- (1) 技術提案・交渉方式の適用の可否
- (2) 技術提案範囲・項目・評価基準
- (3) 参考額の設定方法
- (4) 交渉手続

4 評価委員

別添のとおり

5 その他

会議は非公開としますが、頭撮りは可能です。

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）  
による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会

評価委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏名	所属・役職
おおもり 文彦 大森 文彦	東洋大学教授／弁護士
おの 徹郎 小野 徹郎	名古屋工業大学名誉教授／ 公益財団法人日本建築積算協会 東海北陸支部長
かたおか やすお 片岡 靖夫	中部大学名誉教授
かわち まさかず 川地 正数	川地建築設計室主宰／ 中部大学非常勤講師
せぐち てつお 瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
ふもと かずよし 麓 和善	名古屋工業大学大学院教授
ふるさか しゅうぞう 古阪 秀三	京都大学教授
みうら まさゆき 三浦 正幸	広島大学大学院教授

名古屋城天守閣整備事業にかかる  
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による  
公募型プロポーザル評価委員に関する事務取扱要領

平成27年11月10日

（趣旨）

第 1条 この要領は、名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザルを実施するにあたり、中立、公平かつ公正な評価を行うために意見を聴取する、評価委員について必要な事項を定める。

（役割）

第 2条 評価委員は、名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施に関する事務の取扱い第 2に規定する事項について意見を述べるものとする。

（指名）

第 3条 評価委員は、建設技術、入札・契約制度等に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、市長が指名する。

（意見聴取）

第 4条 市は、会議を開催して第 2条に規定する評価委員の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要な場合に個別に意見を聴くことを妨げない。

（守秘義務）

第 5条 評価委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（謝金等）

第 6条 意見聴取に対する謝金の額は、日額12,600円とする。

2 在勤地内等旅費規則（昭和42年名古屋市規則第3号）別表第 2に定める郡市の区域内に勤務地及び住所（住所と居所が異なる場合は居所）を有しない評価委員が会議に参加したときは、原則として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を準用して算定した旅客運賃等の額とする。

(その他)

第 7条 この要領に定めるもののほか、評価委員について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 11 月 10 日から施行する。

名古屋城天守閣整備事業にかかる  
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による  
公募型プロポーザル実施に関する事務の取扱い

第 1 趣旨

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施要領及び名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル評価委員に関する事務取扱要領に定めがあるものを除くほか、必要な事項について定める。

第 2 学識経験者の意見聴取

技術提案・交渉方式の実施にあたり、学識経験者から意見聴取を実施する。

- 2 公告前においては、次の事項について意見聴取を実施する。
  - (1) 技術提案・交渉方式の適用の可否（適用の妥当性）
  - (2) 技術提案範囲・項目・評価基準（範囲・項目・評価基準の妥当性）
  - (3) 参考額の設定方法（参考額の設定方法の妥当性）
  - (4) 交渉手続（参考額の設定を含めた価格等の交渉の実施に係る事項、交渉結果の公表事項の妥当性）
- 3 技術審査段階においては、次の事項について意見聴取を実施する。
  - (1) 各競争参加者の技術提案内容（提案内容の成立性・妥当性）
  - (2) 個別評価項目の技術審査・評価（各技術提案の個別評価項目に対する審査・評価、又はその妥当性）
  - (3) 各競争参加者の技術評価点・順位（技術評価点・順位の妥当性）
  - (4) 技術提案に対する講評（技術提案に係わる競争参加者全般にわたる総合講評及び各競争参加者に対する個別講評の妥当性）
  - (5) 優先交渉権者選定、交渉権者選定及び非選定（非選定とする理由等の妥当性）
  - (6) 価格等の交渉手続（価格等の交渉手続の妥当性）
- 4 価格等の交渉段階においては、次の事項について意見聴取を実施する。
  - (1) 価格等の交渉の合意の内容（合意した見積条件、工事費等の妥当性）
  - (2) 交渉成立・不成立（交渉を成立又は不成立とすることの妥当性）
  - (3) 予定価格（算定の考え方の妥当性）
- 5 その他必要に応じて意見聴取を実施する。

第 3 競争参加資格

当該公募の競争参加資格について、次の事項を定めるものとする。

- (1) 企業的能力（同種工事の施工実績等）
  - (2) 技術者の能力（資格等）
  - (3) その他必要な事項
- 2 競争参加資格の確認通知については、名古屋市契約事務手続要綱(17財監第66号。以下「手続要綱」という。)第12条の規定を準用する。第12条中「競争入札参加資格」とあるものは「競争参加資格」、「開札」とあるものは「技術提案書の提出期限」、「落札決定」とあるものは「優先交渉権者選定」、「入札公告」とあるものは「公募型プロポーザル実施公告」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明については、手続要綱第13条の規定を準用する。第13条中「競争入札参加資格」とあるものは「競争参加資格」と読み替えるものとする。

#### 第4 参考額の設定

参考額は単なる目安であり、予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではない。

#### 2 設計業務及び工事の契約に関する参考額の設定

参考額の設定方法及びその適用において、概算工事費等に関する過去の調査結果、工事の特性、既往設計の状況、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとする。設定方法については、あらかじめ学識経験者からの意見を聴取する。

#### 第5 技術提案の審査

優先交渉権者を選定するため、技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。技術提案の審査の際には学識経験者から意見を聴取する。

技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けし、第1位の者を優先交渉権者とする。

#### 第6 優先交渉権者等の通知

優先交渉権者として選定した者に対しては、優先交渉権者として選定された旨を書面により通知する。また、競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外のものに対しては、交渉権者として選定された旨を同じく書面により通知する。

#### 第7 公告及び実施説明書に掲げる事項

公告及び実施説明書には次の事項を掲げるものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザルを実施すること
- (3) 競争参加資格
- (4) 優先交渉権者の選定に関する事項
- (5) 競争参加資格の確認等に関する事項
- (6) 技術提案書等の確認等に関する事項
- (7) 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時
- (8) 技術提案内容の変更に関する事項
- (9) その他公募を実施するにあたり必要な事項

#### 第8 基本協定書

優先交渉権者との間で設計業務の契約を締結するにあたり、設計業務完了後の工事の契約に向け、次の事項に関する基本協定書を締結するものとする。

- (1) 当事者の義務に関する事項
- (2) 設計業務の契約に関する事項
- (3) 価格等の交渉による工事請負契約に関する事項
- (4) 価格等の交渉の不成立に関する事項
- (5) その他必要な事項

## 第9 設計業務

### (1) 設計業務の契約

優先交渉権者の選定後、設計業務について見積合せを実施した上で契約を締結するものとする。また、設計業務の契約にあわせて第8の規定に基づく基本協定書も締結するものとする。

### (2) 設計図書

設計業務の特記仕様書に全体工事費の算出に関する項目を追加するものとする。

## 第10 価格等の交渉

### (1) 見積根拠の確認

積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。

### (2) 見積条件の見直し

参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。

### (3) 交渉の成立

価格等の交渉の成立については、発注者としての説明責任を有していることに留意し、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取結果を踏まえて決定する。

交渉の成立条件は、次の条件を満たしているものとする。

(ア) 参考額又は予定事業規模と見積りの総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。

(イ) 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。

優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

### (4) 交渉の不成立・契約額の変更

価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、協議のうえ実際の条件に合わせて契約額の変更を行う。

### (5) 交渉の不成立時の対応

#### (ア) 手続き

優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。

ただし、価格等の交渉に期間を要すること等により、工事着手時期が変動し、公募条件である工期に遅れが見込まれる場合には、次順位の交渉権者を優先交渉権者としていないことができる。

(イ) 当初の優先交渉権者の設計成果の扱い



当初の優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合も、成立した場合と同様に、設計業務の報告書の完成検査及び支払いを行うものとする。また、次順位の交渉権者による設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との設計業務の契約書に基づき発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の設計成果を参考とすることができるものとする。

(6) 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、価格等の交渉の過程における学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

(ア) 設計数量等の確認

価格等の交渉を通じて合意した技術提案を実施するために必要となる設計数量等(数量総括表、内訳書、単価表等の内容)について確認を行う。積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

(イ) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、予定価格を算定する。

## 第 11 契約書

技術提案・交渉方式により優先交渉権者を選定した場合、優先交渉権者選定に反映された技術提案について、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくものとする。

## 第 12 評価結果等の公表

(1) 技術提案の評価結果等の公表

市長は、第 6 に規定する優先交渉権者等の通知後速やかに次の事項を公表する。

(ア) 業者名

(イ) 各業者の技術評価点

(2) 価格等の交渉結果の公表

市長は、工事の契約後早期に次の事項を公表する。

(ア) 実施方法

(イ) 施工方法等の確認

(ウ) 価格交渉の内容

(エ) 学識経験者からの意見聴取状況

## 第 13 技術提案等の評価理由の説明

競争参加者から技術提案等の評価理由の説明要求があった場合は、様式 1 により当該競争参加者に回答を行う。

### 附 則

この事務の取扱いは、平成27年 11月10日から施行する。

様式1

平成 年 月 日

〇〇〇〇 様

名古屋市長  
〇〇 〇〇

技術提案等の評価理由について（回答）

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施要領第13の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで説明請求のありました件につきまして、下記のとおり回答します。

記

・評価理由

担当部署 名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所  
電 話 052-972-〇〇〇〇

名古屋城天守閣整備事業にかかる  
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による  
公募型プロポーザル実施要領

平成27年11月10日

（趣旨）

第1 この要領は、名古屋市が発注する名古屋城天守閣整備事業において、発注者が仕様の確定が困難な場合に適用される技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）により公募型プロポーザルを実施するために、国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドラインを参考に必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 技術提案・交渉方式 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）第18条の規定により、発注者が工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において発注の実績等を踏まえ必要があると認め、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約する方式をいう。
- (2) 設計交渉・施工タイプ 発注者が最適な仕様を設定できない工事又は仕様の前提となる条件の確定が困難な工事において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する方法をいう。
- (3) 優先交渉権者 技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けをし、第1位となった者で、設計業務の契約と同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合には見積合せを実施した上で、工事の契約を締結する者をいう。
- (4) 技術提案・交渉方式評価委員 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル評価委員に関する事務取扱要領に基づく評価委員をいう。
- (5) 評価基準等 技術提案等を評価するための、評価項目、評価基準及びその配点並びにその他評価に必要な事項をいう。
- (6) 技術評価点 競争参加者の技術提案等について、評価基準等に基づき算出された得点をいう。

（学識経験者の意見聴取）

第3 技術提案・交渉方式の実施にあたり、公告前、技術審査段階、価格等の交渉段階等において、学識経験者から市長が指名する技術提案・交渉方式評価委員の意見聴取を実施する。

（競争参加資格）

第4 市長は、当該公募型プロポーザルに参加するために必要な、履行実績等の参加資格を定める。

(評価基準等の設定)

第5 市長は、技術提案等を評価するため、あらかじめ評価基準等を設定する。

(参考額の設定)

第6 市長は、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として、予め、参考額を設定することができる。

(優先交渉権者の選定方法)

第7 市長は、第5で設定した評価基準等に基づき算出された技術評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(優先交渉権者等の通知)

第8 市長は、優先交渉権者に対して優先交渉権者に選定された旨を通知する。また、次順位以降となった各競争参加者に対して、次順位以降の交渉権者として選定された旨を通知する。

(公告及び実施説明書)

第9 市長は、技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザルを実施する場合は、工事概要等について公告や実施説明書により公表する。

(基本協定書)

第10 市長は、優先交渉権者との間で設計業務の契約を締結するにあたり、設計業務完了後の工事の契約に向け当事者の義務に関する事項等について基本協定を締結するものとする。

(価格等の交渉)

第11 市長は、優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けてその内容確認を行い、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を実施する。

(評価結果等の公表)

第12 市長は、技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザルを実施した場合は、第8に規定する優先交渉権者等の通知後、評価結果等を速やかに公表する。

(技術提案等の評価理由の説明)

第13 競争参加者は、第12に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から起算して7日（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に定める休日を含まない。）以内に、当該競争参加者本人における技術提案等の評価の理由について、市長に対して書面（様式自由）により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して原則として10日以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 11月10日から施行する。